平成18年2月1日

さい議会だより

No.132

防災体制確保のためには日頃の訓練が重要（関連記事：９ページ）

12月定例会

平成17年第2回臨時会…3ページ

人事案件5件同意…4ページ

『環境保全協力金』導入せず…13ページ

・発行 佐井村議会 ・編集 議会広報編集委員会 ・〒039-4711 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20 TEL 0175-38-2111 FAX0175-38-2492

臨時議会 人事院勧告による

議員期末手当増額案を否決

川畑議員
議員に支給される期末手当について、改正によって一人あたり一万円程度増額になると理解して良いか。

約10万円の増額

総務課長
議員十二名の総額で、約十万円のアップになる。

人事院勧告 受け入れ必要か

竹内議員
この人事院勧告は、必ず受け入れなければならないのか。

適切な給与 確保のため

総務課長
この勧告が労働基本権の代償の措置であることから、職員に対して適切な給与を確保するために行なわれているものである。
そのため、尊重しなければならないと考えている。

勧告を受け入れるべきではない

竹内議員
職員の場合は生活給なので理解できるが、経費の節減に努めている中で、このような勧告を受ける必要はない。

尊重すべき

村長
国の勧告は尊重すべきであると考えている。

引き上げの理由は

千葉議員
職員の給与の引き下げは行財政改革の中で行なわれている。
今回の支給割合〇・〇五月分の引き上げの理由は何か。

住民の理解は得られる

総務課長
人事院勧告は、議員報酬の引き下げと期末手当の引き上げである。
佐井村議会では自主的に報酬の引き下げを行なっており、期末手当の支給割合を〇・〇五月分引き上げても、住民の理解は得られるものと考えている。

反対討論

川畑議員
全国の民間企業を調査して人事院勧告をしたということであります。
実際に、さきほど議員からも出ましたけども、佐井村の状況を見た時、私は一議員として、今回の議員期末手当の引き上げに対しては、反対いたします。

平成17年度（報酬月額20%、期末手当5%カット）

		議　長	副議長	議　員
報酬月額		215,200	179,200	171,200
期末手当	※現　行 3.30月分	674,652	561,792	536,712
	改 正 案 3.35月分	684,874	570,304	544,844
	増 額 分	10,222	8,512	8,132

※6月：1.6月分、12月：1.7月分の合計です。（単位：円）

採決結果

年間の議員期末手当支給割三・三月分を〇・〇五月分引き上げし、三・三五月分とする条例案については、採決の結果、反対多数により否決しました。

財源不足・任期満了 助役は必要か

合併成功のため 力を借りる

竹内議員

現在佐井村は大幅な財源不足で、議会、特別職をはじめ、職員または村全体として、各々相当厳しい経費削減を強いられている。

また、行政的にも見れば、合併問題も大方目どが立ち、今後差し迫って助役の力を借りなければならないような大きな問題があるようには思えない。

助役を必要とする理由を伺いたい。

村長

今、合併問題についてはある程度目どが付いたように理解しているが、私はこれから一番大事な時期に入るものと考えている。

奥本氏は合併協議会の中で重要な役割を担っており、合併を成功させるためにも、行政経験の豊富な奥本氏の力を借りる必要があるからである。

平成十七年十二月十八日で任期満了となる佐井村助役の選任については、

賛成　九名
反対　二名
（議長を除く十一名）

賛成多数により、奥本好勝氏を選任しました。

奥本好勝氏

教育委員二名再任

平成十七年十二月二十六日で、佐井村教育委員会委員 田中豊衛氏の任期が満了するため、引き続き同氏を任命しました。

田中豊衛氏

同じく、平成十七年十二月十九日で、佐井村教育委員会委員 津田秀子氏の任期が満了するため、引き続き同氏を任命しました。

津田秀子氏

※津田秀子氏は、前任者の辞任に伴い平成十七年六月十五日付で教育委員に任命されました。教育委員の任期は四年間ですが、この度の任期は前任者の残任期間であり、それが満了となったことによるものです。

固定資産評価審査委員に 松谷 幸一 氏を選任

平成十七年十二月十七日で、佐井村固定資産評価審査委員会委員 松谷幸一氏の任期が満了するため、引き続き同氏を選任しました。

松谷幸一氏

人権擁護委員の候補者に 山本 高野 氏を推薦

佐井村人権擁護委員 長尾敬宇氏が平成十七年十月三十一日で辞任したため、人権擁護委員の候補者として山本高野氏を推薦しました。

山本高野氏

公共施設の指定管理者決定

フォーレストパークでのグランドゴルフ
さあ、行きますよ!!

竹内議員
指定管理者制度は、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の節減が図られるものであり、総合的に判断すれば、理想的である。
運営の効率性を考慮すれば、指定手続きの透明性を高めるため、審査委員に一般住民や学識経験者も入るべきと思うが。

利害が生ずる恐れがある

村長
利害関係が生ずる危険性がないよう、各課長等で組織している。

選考委員は助役他5名

総務課長
選考委員は、助役、総務課長、行財政改革室長、住民福祉課長、産業建設課長、生涯学習課長の六名で構成している。

内容が不明瞭

竹内議員
応募した団体、応募内容や事業計画、選定基準等も分からないので、公表すべきと思うが。

選考基準はある

総務課長
選考基準は、
一、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
二、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
三、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の軽減が図られるものであること。
四、公の施設の管理を安定して行なう人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込であること。
なお、事業計画については、企業秘密であるので、答弁は控える。

指定管理者への対応は

竹内議員
一、事業者が破たんするような事態に陥った場合の処理や、その責任の所在はどうなるのか。
二、使用料、利用料あるいはテナント料が不当に決定されないか。
三、利用状況や料金収入等の事業報告は、村の監査対象になるのか。
四、現在雇用されている従業員についての身分を心配している。それはどうか。

『ケビンハウス』冬期閉鎖も通年営業に

それぞれ対応する

総務課長
一については、不測の事態が生じないよう対応する。
二については、村長の承認を得て定めるので、不当な利用料金とはならない。
三については、村の監査委員による監査も可能である。
四については、多少、労働条件が低下する場合もある。

下北森林組合とは

竹内議員
下北森林組合はどういう組合か。また、佐井村の人は入っているのか。

当村の役員は２名

村　長
下北森林組合は、北通りをはじめ下北管内の森林組合が合併して形成された。
事業としては、造林やきのこの菌の栽培等を行なっている。また、佐井村の役員としては、理事と監事の二名が入っている。

ゆいっこクラブによる海岸清掃
（黒岩海水浴場）

ゆいっこクラブはどこに

福田議員
特定非営利活動法人ゆいっこクラブの事務所の住所はどこか。また、看板はあるのか。

看板の設置はない

総務課長
糠森一〇〇番地三。
ここが主たる事務所であり、看板は設置されていない。

指定して良いのか

福田議員
誰が見ても分からない法人に任せても良いのか。

登記されている

総務課長
特定非営利活動法人ゆいっこクラブとして、法務局に登記されている。

看板設置を指導

村　長
確かに、登記はしていても看板は設置していないので、設置するよう指導する。

法人の利益の許容範囲は

川畑議員
この法人は非営利団体であるが、利益の許容範囲はどこまで許されるのか。

収益事業は可能

総務課長
非営利法人であっても、収益事業もできることになっている。許容範囲の上限は把握していない。

佐井村公の施設に係る指定管理者の指定について

平成十八年度から、村が設置する施設の管理を民間団体等に行なわせる「指定管理者制度」が導入されます。
十二月定例会では、指定管理者として次の三団体の指定を決定しました。

津軽海峡文化館【アルサス】
佐井定期観光株式会社
（代表取締役　太田健一）

フォーレストパーク【森林体験館】
下北森林組合
（代表理事組合長　杉山博利）

願掛公園野営場【ケビンハウス】
特定非営利活動法人ゆいっこクラブ
（理事長　中村哲雄）

※指定期間
平成　十八年　四月　一日から
平成二十一年　三月三十一日まで

修復工事完了
三上剛太郎生家保存事業

寄贈者への説明を

千葉委員
三上剛太郎生家保存事業で、旅費が計上されている。その理由は何か。

展示品等の交渉をする

生涯学習課長
三上家に展示する展示品等の交渉のための旅費である。

管理体制等説明すべき

千葉委員
ただ単にこのような話であれば、八月に三上さんが来た時にできたはずである。

むしろ、今後の管理体制等を説明するのが当然ではないか。

管理については検討中

村長
管理についてはボランティア体制であっても、ある程度の賃金は考えている。これらを含めて、三上さんとお会いする。

修復された三上剛太郎の生家

離島航路運航新会社設立

濱崎社長による新会社シィラインの説明

竹内委員
下北汽船㈱への出資金はどうなるのか。

出資金は存続

村長
そのまま下北汽船㈱に存続される。

運営費の割り当ては？

竹内委員
新会社の運営費として、今後佐井村に対する割り当てはどのくらいか。

二〇〇万円

村長
佐井村の割り当て額は、二〇〇万円である。

児童・生徒の安全確保を

工藤委員
佐井小学校のアスベスト対策として、囲い込み工法によりアスベストを非石綿材で覆い隠すということであるが、安全性は確保できるか。

十分確保できる

村長
それで十分安全性を確保できるものと確信している。

凶悪事件は起こり得る

工藤委員
十一月二十二日、広島市安芸区で起きた小学一年生女児殺害事件及び十二月一日、栃木県今市市で起きた小学一年生女児連れ去り殺害事件。これらは佐井村でも起こり得ると考えているが、村長はどのような認識を持っているか。

安全確保 学校と協力

村長
安全で安心して登下校できるような体制を取るため、保護者、学校、警察、防犯指導員等が連携を取りながら、安全確保に努めてほしい旨を学校にお願いしている。

通学路マップ 作成せよ

交差点ではみぎ・ひだりを確認しよう

工藤委員
佐井小学校では通学路が決まっているようだが、通学路マップを作成し、地域に配布する考えはないか。

チラシを配布

教育長
通学路については、児童、保護者にはチラシを配布している。また、部活動等で遅くなった場合は、保護者に迎えに来てもらうようにしている。

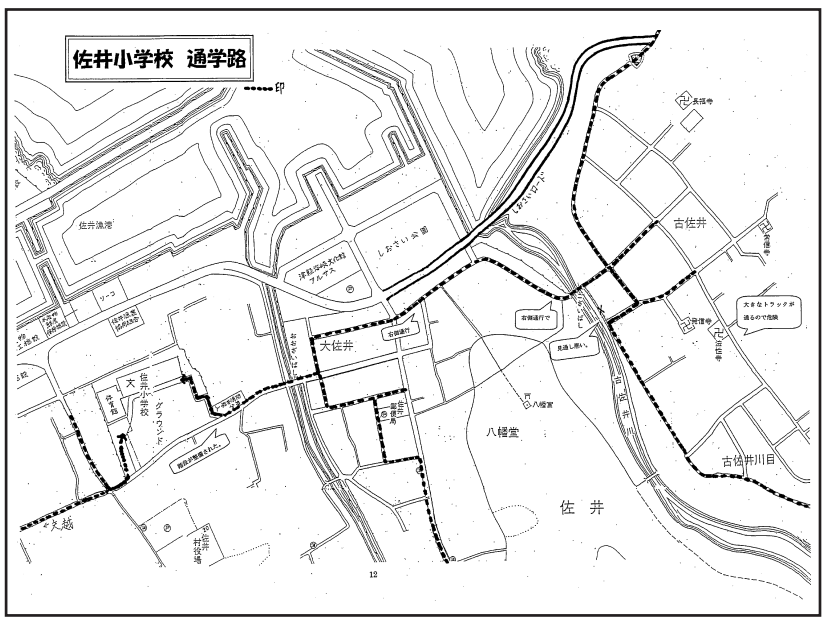

高齢者生活福祉センター
居住施設の活用を

田中正行議員

田中議員　社会福祉協議会に管理運営を委託している高齢者生活福祉センターには、居住施設が十室整備されているが、現在の利用者は皆無である。

今後、この居住施設の活用をどのように考えているのか。

協議している

村長　この施設は、補助金及び起債で整備したため転用が認められていなかったが、起債償還が今年度で完了することから、今後の活用については、現在、県の担当課と協議している。

居住施設の積極的な活用を

短期入所介護を要望する

田中議員　国においても弾力的に転用を認めていることから、社会福祉協議会とも協議を進め、早めに結論を出すべきと思う。

なお、村民からも短期入所介護を要望する声があるので、地域密着型サービスのメニューを選択して、活用方法を考えてほしい。

要望は承知している

村長　居住施設の活用の要望があることは承知しているので、社会福祉協議会と協議を進める。

児童・生徒の
インフルエンザ予防接種について

田中議員　児童・生徒のインフルエンザ予防接種について、今年は学校では実施できないとのことだが、なぜか。

また、申し込みは電話でもできないか。

保護者同伴が原則

村長　予防接種にあたっては、保護者同伴が原則になっている。

子どもは風の子！雪あそびは楽しいよ!!

いわゆる健康被害を含めて、学校が全ての責任を負えないという理由からである。

申し込み期限の延長を

田中議員　申し込み期限を十一月末にできないか。

確実なワクチン確保のため

村長　インフルエンザワクチンの確保のためにも、申し込み期間を十月初旬から十月末までとしている。

大規模地震災害の危険性大
防災体制の確保を

田中議員
大規模地震に備え、防災対策が必要な推進地域に指定されると、早急に避難地、避難路等の整備計画を策定しなければならないため、当村でも計画策定を急ぐべきと思うが。

追加指定の可能性がある

村長
防災体制の確保の観点から、当村は追加指定される可能性がある。

平成17年11月13日の防災訓練には約800人が参加した

日本海溝・千島海溝周辺型地震防災対策推進地域に指定されれば、防災計画そのものも大きく変わることになる。

働きかけが必要

田中議員
指定地域に追加される可能性があることから、強く県に働きかける必要があると思うが。

県に対して働きかける

村長
県に対して地震災害等の重要性を訴えながら、確実に指定されるよう働きかける。

計画策定が重要

田中議員
津波が起きたとしても、逃げ場の乏しい地区の多い村である。計画の策定が重要である。

計画策定はこれからになる

総務課長
今後の推進計画策定にあたっては、これからの行動を起こすことになる。
避難地、避難路の整備、消防用施設等についても、推進計画の中に盛られ、整備が図られるものと考えている。

有事に備え 避難路整備を推進せよ

竹内典和議員

竹内議員
先に風間浦村の国道の落石事故に絡め、迂回路として県道薬研佐井線の整備に期待を寄せていたが、県の回答は佐井村として評価できるものではなかった。
今後は佐井村独自の計画を策定する必要があるものと考えるが、大間原子力発電所有事の際の避難計画に盛り込む意思はあるのか。

関係機関と協議する

村長
原子力発電所事故のみならず、自然災害でも避難路の確保は重要である。国道三三八号線、県道川内佐井線及び薬研佐井線が、有事の際には避難路として活用されることになる。
関係省庁、県と協議の結果、避難路として指定できれば、村の防災計画に記載されることになる。

大間原発稼動前に整備するべき

竹内議員
薬研佐井線は県の長期計画で、総額七十億円で整備することになっているが、毎年の整備費は一億円足らずである。
電源開発㈱及び原子力安全委員会等の強力な後押しをお願いし、大間原子力発電所が稼動するまでに実現するよう努力すべきと思うが。

努力する

村長
避難路の確保は防災対策上重要であるので、関係機関と協議しながら実現に努める。

大間町と県が優先

総務課長
大間原子力発電所に伴う防災計画の変更は、第一次的に原発立地地点である大間町と県の防災計画策定が前提であり、それに基づいて佐井村が対応することになる。

千葉悦治議員

大間原子力発電所建設に伴う地域振興について

千葉議員　大間原子力発電所本工事開始を控え、地域経済活性化の施策を具体的に示してほしい。

地場産業の振興が中心

村長　地域経済に及ぼす波及効果は大きく、漁業、観光、地場産業の振興を中心に、原発工事の恩恵を最大限享受できるよう努力する。

千葉議員　地域振興は大間原発誘致の最大の要因である。今後五年～六年の期間の具体的な思案はどうか。

基金により活性化を図る

村長　平成十一年に電源開発㈱と村が交わした共存共栄に係る協定に基づき造成した水産振興基金により、水産業の振興、地域の活性化を図る。

千葉議員　二〇〇人規模の宿泊施設建設計画はどのようになっているか。

候補地は3ヶ所

村長　基本的な考え方としては、工事建設業者宿舎用地として三千㎡、借用期間は平成十八年から五年間、プラントメーカー用地として一万㎡、借用期間は、平成二十年初めから三年間と聞いている。

また、候補地としては、中道地区、古佐井川目、糠森地区の三ヶ所を会社に提案している。

大間原子力発電所は
平成18年8月、本工事着工予定

電源三法交付金どう活用？

千葉議員　電源三法交付金の使途について説明していただきたい。

スクールバス購入予定

行財政改革室長　三法交付金のうち五〇％を利便性に充当する。

残りの五〇％、約九億円については、スクールバスの購入、老人福祉施設及び消防センター建設等の計画である。

消防センター建設やスクールバス購入等の計画がある

佐井定期観光㈱のアルサス使用料について

千葉議員

一、アルサス内にある佐井定期観光㈱の事務所の使用料は村が負担している。十五年間の累積額はどのくらいか。

二、NHK受信料、電話、ガス、水道料金に至るまで村で負担している。これの累積額はどのくらいか。

三、まんじゅや、スーパニアハウス同様に、売上の七%を徴収した場合、佐井定期観光㈱から徴収すべき金額はいくらか。

四、村の関係条例を勘案しても免除の正当性、妥当性を欠いている。長年に亘り徴収すべき歳入金を免除し、不利益を享受させたことの処置をどのようにするのか。

平成18年4月にはアルサスの指定管理者となる佐井定期観光㈱

五、今後とも、佐井定期観光㈱に対して同様の対応を続けるのか。

公共的組織として位置付け

村　長

平成元年当時、団体客の受け入れは既存業者で十分対応できたが、フリー客の受け入れ体制が不十分であったため、観光客からの不満が続出していた。

関係機関等と協議をし、その解決策として平成元年八月に、第三セクター方式による定期船運航会社の佐井定期観光㈱設立に至ったものである。

設立にあたっては採算性が一番の問題であり、純然たる民間での取り組みが困難なことから、公共的組織として位置付け、その運営にあたっている。

このようなことから、佐井村行政財産使用料徴収条例第四条第一項第四号を適用させ、無料としたものである。

今後については、平成十八年四月からアルサスが指定管理者制度に移行することを契機に、定められた使用料を納付させる。

非常に不公平

千葉議員

第三セクターとしての公共性の位置付けは分かるが、アルサスの使用料金については非常に不公平な部分がある。

さらに、免除にあたっても、条例の解釈に問題があるように思われる。

条例を整備する

総務課長

佐井定期観光㈱の使用料等の徴収については、条例整備をし、対応していく。

佐井診療所 今後の展望は？

千葉議員

診療所の医師の件について、今後の展望はどうか。

平成19年度以降の対応は未定

村　長

平成十八年度は、これまでどおり佐井診療所に医師は配置される。

平成十九年度以降は不透明である。

平成18年度は常勤医が配置されるが・・・

市町村合併 住民説明会を

千葉議員

合併協議会の途中報告等について、住民説明会の必要はないか。

説明会を設ける

村　長

議会とも協議をしながら、時期を逸することなく住民説明会の機会を設ける。

特別養護老人ホーム建設計画 今後の展望は？

追跡質問

千葉議員
特別養護老人ホームの建設認可を平成十八年度に受けなければ、佐井地区には建設できないケースもあるとの説明を受け、早急に申請するよう要望したところである。
村長は国、県に対して精力的に陳情したようであるが、その結果、今後の展望はどうか。

県の方針は 後日決定

村長
特に副知事は色々心配をされている。
建設地域等については、県の方針が一月中旬～二月の上旬頃に決定されるように伺っている。

ありがとう、さようなら、長後小中学校

追跡質問

学校統廃合 貴重資料の保存を

島野議員
統合される原田小学校、磯谷・長後小中学校に関する貴重な資料の保存・保管について、具体的な協議がされたか。

地区の役員と 協議した

生涯学習課長
貴重な物品等については、磯谷小中学校の教室を活用し、保存・管理する考えである。
各地区の役員の方々とも意見交換をし、特に大事なものについては、各地区のセンターに保管することにしている。

各センターに 展示コーナーを

島野議員
大半の貴重品は磯谷小中学校の教室に保管されるようであるが、これまで村政施行一〇〇周年記念事業で収集した民具品等は、現在佐井小学校に眠っている状況である。
このようなことのないよう、センターの一部を改造し、地区の方々がいつでも拝見できるような展示コーナーを設けるべきと思うが。

要望があれば 検討する

村長
地域の方々がどうしてもセンターを改造してこれを置きたいというふうになった場合は、改めて教育委員会とも協議しながら考える。

追跡質問

漁業被害者への 税の減免について

坂井議員
トドの被害対策として、税の減免については漁業被害が除外されているが、条例改正について前向きに検討するとのことであったが。

市町村の 判断による

住民福祉課長
県の見解は、減免措置はあくまでも市町村が判断することで、県がコメントする立場ではないということである。

村長に 委ねられるのか

坂井議員
市町村の判断に委ねられているということか。

可能であれば 検討する

住民福祉課長
エチゼンクラゲ、トド被害については、天災に類すると判断する調査をし、減免が可能であれば検討する。

条例改正せよ

坂井議員
今年度は、特に十月末から大型のクラゲの被害が続いている。また、トドの被害はこれからである。
村長の裁量で条例改正が可能であるとすれば、漁業を加えた形で条例を改正していただきたい。

早急に対策講ずる

村長
漁業は村の基幹産業である。トド、エチゼンクラゲの被害によって網漁業者は苦しい生活を強いられている。
先般、牛滝地区で関係者等の対策会議も持った。被害の重要性をさらに認識し、早急に対策を講ずる。

産業建設常任委員会 委員長報告

『環境保全協力金』徴収に関する条例 社会情勢考慮し不採択

去る平成十七年六月十三日、第二回定例会の本会議において産業建設常任委員会に付託され、継続審査中の発議第三号　下北半島国定公園仏ヶ浦「環境保全協力金」徴収に関する条例制定については、平成十五年に続き二回目の提案でもあり、常任委員会四回、合同常任委員会三回と延べ七回にわたり慎重に審議してきました。最終的には、平成十七年十二月六日、午後三時からの常任委員会で意見集約をしたので、その結果を報告いたします。

国定公園仏ヶ浦の雄大な自然を維持管理し、後世に引き継ぐためには、自主財源の乏しい当村にとっては、提案されている下北半島国定公園仏ヶ浦「環境保全協力金」は、環境保全や施設の維持管理を考えると有効な手段です。しかしながら、「環境保全協力金」を導入するとなれば、法定外目的税として徴収することになり、仏ヶ浦は海路と陸路からの上陸になることや、観光シーズンのみの賦課であれば、税の賦課原則である公平性や徴収方法が問題となってきます。また、原油価格が高騰し、航空運賃の値上げが予想される中、旅行業者はツアー料金を据え置いて募集するという苦しい経営を迫られています。このような状況下で「環境保全協力金」を導入するとなれば、地元観光業者にその負担を求めることになります。

行政においては、「環境保全協力金」の導入による公平性や徴収方法での問題があることや、佐井村のイメージダウン等のリスクが心配され、導入には踏み切れないと慎重姿勢であります。また、議会で実施したアンケートの結果では、六十五・九パーセントの方が徴収条例に賛成していますが、任意の募金額をみれば、必ずしも比例しているとは考えられません。このため、今後の募金額の推移についても見極める必要性があるものと思われます。

このようなことから、継続審査中の下北半島国定公園仏ヶ浦「環境保全協力金」徴収に関する条例制定については、行政並びに観光業者からの理解を得られない状況であり、導入することは問題も多く、不採択するものと決定しました。

なお、平成十五年と今回の二回にわたる「環境保全協力金」の議論は、地元観光業者が年々減少傾向にある観光客誘致等のため、行政のみに依存することなく自らの問題として考え行動する機会につながり、大きな収穫がありました。

近年、行政を取り巻く環境は、依然として厳しく、加えて地場産業の衰退による地域経済の低迷等のため税収等の増加が望めない状況下においては、自主財源の創出は重要な課題でもあります。

「環境保全協力金」の必要性は多くが認めているところであり、今後とも、任意の募金活動を通じ、「環境保全協力金」に対する世論形成を図り、条例制定に向けた環境づくりをすることを要望し、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

下北半島国定公園仏ヶ浦「環境保全協力金」徴収に関する条例制定については、賛成多数により、委員長報告のとおり不採択と決定しました。

反対討論

千葉議員

市町村合併を控え、佐井村観光の長期展望に立てば、この条例は制定すべきです。

佐井村のため、住民の利益のために活動する議員として、佐井村の将来のために誇りと自信を持って、本件は条例制定すべきであります。

従って、不採択の決定については反対いたします。

アンケートには３２３名の方が協力してくださいました

合同常任委員会活動結果報告

本合同常任委員会は、去る、九月二日に開催されました合同常任委員会で、佐井村漁業協同組合の平成十七年度七月末実績と今後の見通しについて説明を受けましたので、その結果を報告します。

田中組合長から、「平成十七年度一月から七月末までの事業実績は、収益では、ヤリイカ漁が不漁であったが、こうなご漁の大漁と七月のモズク漁もあり、三億一千三百八十四万円の水揚げで、昨年比では三千万円の増収となり、四十九パーセントの実績となっている。また、費用では、二億九千八百八十二万円で、加工事業関係と退職給付金等により昨年比では、四千三百万円の増加となり、計画に対して四十八パーセントの達成率であるが、全体では、一千五百万円の黒字となっている。なお、不良債権や購買未収金については、回収が進んでいないため、六月末の監査で指摘を受けたことから、青森県信漁連の指導を受けながら役職員一丸となり回収に努力して行きたい。

水産振興については、大規模増養殖場の活用に着手し、ウニの移殖放流を行い、子どもたちの学習の場となるよう進めることや、海の森づくり事業として国の補助事業により、真コンブの漁場を再建したい」との報告がありました。

委員会としては、平成十七年度七月末の事業実績が一千五百万円の黒字ではありますが、依然として不良債権問題と前経営陣の経営責任並びに道義的責任問題について、現理事者の意思決定が見受けられないことから、早急な決断をし、組合員に対して納得のいく説明をすることを要望し、総務文教・産業建設合同常任委員会活動結果報告といたします。

佐井村漁協の経営は順調

総務文教常任委員会活動結果報告

本委員会は、産業建設常任委員会と合同で、去る、十月二十六日に校長会との懇談会を実施いたしました。

各学校の学校経営全般について、学力向上のための取り組みについて、児童・生徒のコンピューターの習熟度についての説明と報告を受けたところ、各学校とも教育目標を掲げ、教職員が創意工夫を凝らして教育にあたっています。さらに、学習内容の定着には保護者と児童・生徒及び教職員が一致協力して取り組んでおり、指導の効果を高めていると感じられました。

また、交流学習の様子を伺ったところ、最初は緊張していた児童・生徒も、帰るころには打ち解けており、中には、明日からでもこの学校に通いたいと言う子もいたということで、その様子からは、統廃合による不安はないように思われました。

しかし一方では、部活動において、バスで通学することになる児童・生徒への配慮及び設備面や教職員の配置による安全性の確保に多少の不安があることから、それらを十分考慮するべきであるとの意見も出されました。

校長会からは、佐井村の小中学校は全てが小規模校であり、児童・生徒数が少ないために競い合う機会がなく、集団になると力を発揮できないという短所があるとの報告がありましたが、それ以上に、小規模校ならではの個別指導等の長所を活かし、各学校の創意工夫、特色と独自性を活かした学校経営に期待したいと思います。

特に、来年度統合となる佐井小学校、佐井中学校においては、地域ぐるみで学校を応援していく必要があるため、今後とも教育委員会を中心とした行政側のなお一層の支援を要望し、総務文教常任委員会活動結果報告といたします。

校長会との懇談会